

生駒市条例第20号

生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年4月30日

生駒市長 山下 真

生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

生駒市国民健康保険税条例（平成12年3月生駒市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第21項の政令で定める金額」を「12万円」に、「当該政令で定める金額」を「12万円」に改める。

第3条第1項中「法」を「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」に改める。

第5条を次のように改める。

（国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額）

第5条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日の属する月以後5年を経過するまでの間に限り、同日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第8条及び第15条において同じ。）以外の世帯 25, 200円

(2) 特定世帯 12, 600円

第8条を次のように改める。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第8条 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯以外の世帯 4, 800円

(2) 特定世帯 2, 400円

第14条第2項中「(昭和33年法律第192号)」を削る。

第15条第1項中「法第703条の4第21項の政令で定める金額」を「12万円」に、「当該政令で定める金額」を「12万円」に、「第2条第4項本文」を「同条第4項本文」に改め、同項第1号イを次のように改める。

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯以外の世帯 17, 640円

(イ) 特定世帯 8, 820円

第15条第1項第1号エを次のように改める。

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯以外の世帯 3, 360円

(イ) 特定世帯 1, 680円

第15条第1項第2号中「納税義務者を除く。）」の次に「及び特定同一世帯所属者(当該納税義務者を除く。))」を加え、同号イを次のように改める。

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯以外の世帯 12, 600円

(イ) 特定世帯 6, 300円

第15条第1項第2号エを次のように改める。

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯以外の世帯 2, 400円

(イ) 特定世帯 1, 200円

第15条第1項第3号中「に被保険者」の次に「及び特定同一世帯所属者」を加え、同号イを次のように改める。

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯以外の世帯 5, 040円

(イ) 特定世帯 2, 520円

第15条第1項第3号エを次のように改める。

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯以外の世帯 960円

(イ) 特定世帯 480円

附則第3項中「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、「(次項から附則第7項までにおいて「公的年金等所得」という。）」及び「。次項から附則第7項までにおいて「特定公的年金等控除額」という」を削り、附則第4項から第7項までを削り、附則第8項中「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、同項を附則第4項とし、附則第9項中「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、同項を附則第5項とし、附則第10項中「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、同項を附則第6項とし、附則第11項中「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」

を加え、同項を附則第7項とし、附則第12項中「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、「附則第35条の3第13項」を「附則第35条の3第11項」に、「附則第10項」を「附則第6項」に改め、同項を附則第8項とし、附則第13項中「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、同項を附則第9項とし、附則第14項中「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、同項を附則第10項とし、附則第15項中「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、同項を附則第11項とし、附則第16項中「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、同項を附則第12項とし、附則第17項中「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、同項を附則第13項とする。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 改正後の生駒市国民健康保険税条例の規定は、平成20年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する。